



欧州人権裁判所

第一部

ガルシア・アルバ対ドイツ事件

(申請番号 23541/94)

判決

ストラスブール

2001年2月13日

本判決は、最終的な形で複製される前に編集上の修正を受ける可能性がある。

ガルシア・アルバ対ドイツ事件において

欧州人権裁判所(第一部)は、以下の構成員による小法廷として審理を行った：

E. パルム氏 (E. PALM) (裁判長)
W. トマセン氏 (W. THOMASSEN)
L. フェラーリ・ブラボ氏 (L. FERRARI BRAVO)、
J. カサデバル氏 (J. CASADEVALL)
B. ズパンチッチ氏 (B. ZUPANČIČ)
T. パンチュル氏 (T. PANȚÎRU)
H. ユング氏 (H. JUNG)
及び書記官 M. オボイル氏 (M. O'BOYLE)

2001年1月23日に非公開で審議した結果、
同日付で採択された以下の判決を言い渡す：

手続

1. 本件は、1998年11月25日にペルー国籍を有するルイス・アントニオ・ガルシア・アルバ氏(以下「申立人」という。)により、また1998年12月9日に欧州人権委員会(以下「本委員会」という。)により、当裁判所に付託されたものである。本件は、1994年1月4日に申立人が旧「人権及び基本的自由の保護に関する条約」(以下「本条約」という。)第25条に基づきドイツを相手方として本委員会に提出された申立書(第23541/第94号)に端を発する。

2. ベルリンで弁護士として活動するM・ツィーガー氏 (M. Zieger) が申立人を代理した。また、H・フェルスコウ＝ティーズ次官補 (H. Voelskow-Thies) がドイツ政府(以下「政府」という。)を代理した。

3. 本件は、申立人が、勾留審査手続において、弁護人が刑事事件記録にアクセスできなかったとの主張に関するものである。申立人は、本条約第5条第4項を援用している。

4. 1999年1月14日、大裁判部の委員会は、議定書第11号第5条第4項並びに裁判所規則第100条第1項及び第24条第6項に基づき、本件を当裁判所のいずれかの部に設置される裁判体で審理すべきと決定した。その後、裁判所長は本件を第一部会に配転した。同部において、本件を審理する裁判体(本条約第27条第1項)は、裁判所規則第26条第1項の規定に基づき構成された。ドイツから選出された裁判官であるG. レス氏 (G. Ress) は本件の審理を辞退した(裁判所規則第28条)。これを受け、政府はH・ユング氏 (H. Jung) を特別裁判官として任命した(本条約第27条第2項及び規則第29条第1項)。

5. 申立人と政府は、それぞれ本件に関する意見書を提出した(裁判所規則第59条第1項)。

6. 1999年10月12日、当裁判所(第一部)は裁判所規則第59条第2項但書に基づき、本件における口頭弁論を開かないことを決定した。

事実関係について

I. 本件の事案

7. 申立人は1964年生まれのペルー国籍を有する者であり、コンピュータ科学の学位を取得している。

8. 日付は特定されていないが、ベルリン検察当局は、薬物取引(Handel mit Betäubungsmitteln)への関与の疑いで、申立人及びその他数名に対する捜査を開始した。1993年3月、別件捜査に関連して証人として尋問を受けたK氏は、1992年に薬物取引で有罪判決を受け12年の懲役刑を宣告されていたが、1991年以降のドイツにおける自身の薬物取引活動について供述し、申立人を含む複数名がその関与者であると述べた。同氏は同年3月下旬にベルリンで再度尋問を受けた際、さらに詳細を述べた。同氏は特に、申立人が第三者のためにベルリンのアパートでコカイン16キログラムを1回、さらに1.5キログラムを4回にわたり保管していたと述べた。また申立人がK氏にコカインを2回販売したとも主張した。

9. 1993年4月6日、薬物取締法違反の疑いで申立人に対する予備捜査が開始された。同日夜、申立人は逮捕された。

10. 1993年4月7日午前、申立人はベルリン警察当局による取調べを受けた。この取調べの中で、申立人は、証人K氏の供述から、申立人が1991年にA.C.氏のために22キログラムのコカインを保管していたこと、同氏の薬物密売を幫助したこと、また、証人K氏に40グラムのコカインを販売した強い嫌疑があると伝えられた。これに対し、申立人は、A.C.氏との出会いの経緯や、同氏が薬物密売に関与していることを認識していたことを説明した。また、他の関係者が薬物取引に関与していることについても供述した一方で、申立人は証人K氏の供述に係る事実を否認した。

11. なお、1993年4月7日、申立人はベルリン・ティーアガルテン地方裁判所の勾留裁判官の前に出頭し、裁判官は申立人の聴取手続の後、逮捕状を發布した。

12. 逮捕状には、申立人が1991年に、別件で刑事手続が係属中のA.C.氏から、コカイン(総量6キログラム)を数回にわたり受け取った疑いがあること、

また、1991年12月16日から18日にかけて複数のコカインの納入(総量16キログラム)を受け取った疑いがあること、さらに、1991年にK氏に対し2回に分けてコカインを3,000ドイツマルクで売却した疑いがあることが記載されていた。逮捕状には、申立人が薬物密売で有罪判決を受けた前科があり、新たな犯罪について別途起訴されていたK氏の供述に基づいて容疑がかけられていることが記載されていた。申立人は逮捕状の内容について口頭で通知を受けた。

13. 1993年4月8日、申立人の弁護人はベルリン検察庁に対し、刑事記録の開示を申請した。検察庁は弁護人に対し、申立人が警察当局及び勾留裁判官に対して行った供述の写し、申立人の住居捜索の記録、並びに逮捕状の写しを開示した。その他の書類については、刑事訴訟法第147条第2項に基づき、弁護人による閲覧が進行中の捜査の目的を危うくするとして、弁護人の請求は却下された。

14. その後、申立人はツィーガー氏を新たな弁護人として選任し、1993年5月4日に開示請求を再度行った。また、申立人の勾留審査の申立ても行われた。これを受け、1993年5月13日、検察庁は申立人の勾留に関する捜査記録(当時単巻)の写しをベルリン・ティーアガルテン地方裁判所に送付した。

15. 1993年5月14日、検察庁は上記開示書類の写しを再度、ツィーガー氏に開示するとともに、その他の書類については、現時点では事件記録の全面的な閲覧を認めることはできず、さもなければ捜査手続の目的が損なわれると回答した。

16. 1993年5月27日、ベルリン・ティーアガルテン地方裁判所は、申立人、その弁護人及び検察官の立会いのもとで口頭審理を行った後、申立人の勾留延長を命じた。地方裁判所は、捜査結果、特にその後追加聴取を受けたK氏の供述を考慮し、申立人が逮捕状に記載された犯罪を犯し、さらに薬物密売に関連する組織犯罪にも関与している強い疑いがあるとの判断を示した。裁判所はK氏の供述が特に詳細かつ決定的であると評価した。裁判所は、申立人に対してもその弁護人に対しても、K氏の聴取記録の開示を認めなかった。

17. 1993年6月14日、ベルリン地方裁判所は、当該決定に対する申立人の不服申立てを棄却した。捜査記録の写しを保有していた地方裁判所は、記録の全面開示に関する拒否に関する申立人の主張を判断する権限はないとしつつ、申立人の共謀の危険性が存在することを確認した。

18. 1993年7月15日、ベルリン高等裁判所は、1993年6月14日の決定に対する申立人によるさらなる不服申立てを棄却した。高等裁判所は、証人Kの供述を考慮し、申立人が実効的に自己の弁護をするための十分な情報が提供されたと結論付けた。申立人が本条約第5条第4項及び欧州人権裁判所ラミー判決を援用した点について、高等裁判所は、本件が「事件記録へのアクセスが完全に排除されたのではなく、犯罪者の実効的な起訴という正当な公共の利益という観点から、そのような措置を必要とする範囲に限定された」点で異なる事例であると判断した。高等裁判所は共謀の危険性の存在を改めて確認した。高等裁判所は、控訴手続のために検察庁が作成し、1993年7月7日に裁判所に送付された書類の写しの内容に基づいて判決を下した。

19. 1993年8月9日、申立人は連邦憲法裁判所に対し憲法上の不服申立てを提出した。さらに弁護人は、証人Kの供述書中の有罪を仄めかす箇所を検察庁が読み上げるか、その他の方法で申立人に開示するよう求めた。しかし、1993年8月12日付の記録によれば、検察庁は、証人Kの尋問記録には、逮捕状又は搜索令状がまだ執行されていない他の容疑者や捜査手続に関する情報が含まれているため、申立人及び弁護人に対して当該書類への全面開示を許可する準備がなかった。

20. 1993年8月13日、申立人の弁護人は、申立人に関連する範囲に限り、証人Kの取調べ記録の写しを入手した。その他の箇所は黒塗りされていた。

21. 1993年8月23日、弁護人は再度、記録の全面開示を請求した。送付された写しは黒塗り部分により理解不能であったためである。さらに、追加調査も請求した。記録の全面開示の請求は1993年8月25日に却下された。請求された追加調査は実施された。

22. 1993年9月13日、検察庁は申立人の弁護人に対し、書類の全面開示を拒否する理由がもはや存在しない旨を通知し、連邦憲法裁判所にもその事実が伝えられた。この進展を受け、連邦憲法裁判所は申立人に対し、憲法上の不服申立てを維持する意思があるか確認した。申立人は当該不服申立てを維持しない旨の回答をした。申立人の弁護士は1993年9月17日に記録の閲覧を許可された。

23. 1993年10月27日、連邦憲法裁判所は憲法上の不服申立てを受理しない旨の決定を下した。

24. 1994年7月12日、申立人はコカイン16キログラム及び6キログラムの保管に関し薬物密売の幫助罪で有罪判決を受け懲役4年の判決を受けた。勾留中の期間は刑期に算入され、判決は確定した。

II. 関連国内法

25. 刑事訴訟法第112条以下は、犯罪を犯した合理的な疑いがある場合の逮捕及び勾留に関する規定である。第112条によれば、犯罪を犯した強い疑いがあり、かつ逃亡の危険や共謀の危険といった逮捕の理由がある場合、被疑者を勾留することができる。第116条は逮捕状の執行停止を規定する。

26. 刑事訴訟法第117条に基づき、勾留中の被疑者はいつでも逮捕状の司法審査を請求できる。被勾留者の請求により、又は裁判所が職権で決定した場合、口頭弁論が行われる(第118条第1項)。口頭弁論を経て逮捕状が有効と判断された場合、被勾留者は、勾留期間が累計3か月に達し、かつ前回の口頭弁論から2か月が経過した場合に限り、新たな口頭弁論を受ける権利を有する(第118条第3項)。第120条は、勾留を正当化する理由が消滅した場合、又は勾留の継続が不均衡であると認められる場合には、逮捕状を取り消さなければならないと規定している。最初の6か月を超えて、勾留を延長するか否かは、高等裁判所が決定する(第121条～第122条)。

27. 刑事訴訟法第137条以下は、刑事犯罪の被疑者の弁護、特に弁護人の選任又は国選弁護人の選任に関する規定である。第147条第1項によれば、弁護人は、裁判所に提出された事件記録、又は起訴の場合に裁判所に提出されることになる事件記録を閲覧し、証拠物を検査する権利を有する。同条第2項は、予備捜査が終了するまでは、捜査の目的が損なわれるおそれがある場合、事件記録の一部又は全部、若しくは証拠品の閲覧を拒否できるとしている。予備捜査が係属している間は、事件記録へのアクセスを許可するかどうかは検察庁が決定し、その後は第一審裁判所の裁判長が決定する(第147条第5項)。刑事訴訟法改正法(BGBl. 2000, I, p. 1253. 2000年11月1日より施行)により、後者の規定は改正され、特に、勾留中の被疑者は、検察庁による事件記録閲覧拒否決定について司法審査を請求する権利を有することとなった。

28. 刑事訴訟法第151条以下は、刑事訴追の原則及び起訴状の作成について規定している。第151条は、いかなる公判も起訴状によって開始されなければならないと定めている。第152条によれば、起訴状は検察庁によって提出されるべきものであり、検察庁は、別段の定めがない限り、十分な嫌疑の根拠が存在するあらゆる犯罪行為について捜査を行う義務を負う。

29. 予備捜査は刑事訴訟法第160条及び第161条に基づき検察庁が行う。これらの捜査結果に基づき、検察庁は第170条の規定に従い起訴するか、あるいは手続を中止するかを決定する。

30. ドイツ基本法第103条第1項によれば、裁判所における手続に関与する全ての者は、当該裁判所による聴聞を受ける権利を有する。

連邦憲法裁判所によれば、この規定は、裁判所の決定が、当事者が意見を述べることでできた事実及び証拠認定のみに基づかなければならないことを要求するものである。逮捕及び勾留に関わる事件においては、逮捕状及びそれを支持する全ての裁判所の決定は、被疑者が事前に認識し、意見表明が可能であった事実及び証拠のみに基づくものでなければならない(連邦憲法裁判所、1994年7月11日判決(NJW 1994, 3219)参照)。

前述の判決において、連邦憲法裁判所は、被疑者は逮捕後、逮捕状の内容を告知され、速やかに裁判官の前に送致させられなければならないと、裁判官は被疑者を尋問する際、関連する全ての被疑者にとって不利な証拠及び有利な証拠を告知しなければならないと判示した。さらに、その後の審査手続きの過程において、被疑者は聴取されなければならないと、捜査に支障をきたさない範囲で、その段階における捜査の関連する結果が提示されなければならないとした。場合によっては、口頭による告知だけでは不十分である。勾留決定の根拠となる事実及び証拠が口頭で伝達できない、あるいは伝達できなくなった場合には、書類閲覧権など、被疑者に知らせる他の手段を用いるべきである。一方、刑事捜査の効率的な遂行上必要である場合、予備捜査中の被疑者の書類閲覧権に対する法定制限は容認される。ただし、たとえそのような捜査が継続している場合であっても、勾留中の被疑者は、事件記録に含まれる情報が審査手続における自身の立場に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、口頭による説明が不十分であるときには、弁護士を通じて事件記録を閲覧する権利を有する。このような場合において、検察が刑事訴訟法第147条第2項に基づき事件記録の関連する部分へのアクセスを拒否した場合、審査裁判所は当該事実及び証拠に基づいて判断を下すことはできず、必要に応じて逮捕状を取り消さなければならない(連邦憲法裁判所、前掲)。

本委員会における手続

31. ガルシア・アルバ氏は1994年1月4日に本委員会に申立てを行った。同氏は本条約第5条第4項に基づき、勾留中の司法審査に関連して捜査記録へのアクセスを拒否されたとして不服を申し立てた。さらに、第5条第2項に違反して、自身に対する起訴内容を速やかに通知されなかったと主張した。最後に、勾留の条件について不服を申し立てた。

32. 1997年4月10日、本委員会は申立てのうち第5条第4項に基づく部分を受理可能とし、申立ての残りの部分(第23541/第94号)を不受理とした。1998年9月17日の報告書(旧条約第31条)において、本委員会は27票対5票で、第5条第4項の違反があったとの見解を示した。

当裁判所への最終意見書

33. 政府は書面提出において、ドイツ連邦共和国が本条約上の義務に違反していないとの認定をするよう求めた。

34. 申立人は、本条約第5条第4項に基づく自身の権利が侵害されたことを当裁判所が認定し、本条約第41条に基づき、非財産的損害に対する賠償及び訴訟費用・経費の支払いを命じるよう求めた。

法理

I. 本条約第5条第4項の違反の主張

35. 申立人は、勾留審査手続について不服を申し立てた。申立人は条約第5条第4項を援用した。同条項は次の通りである：

「逮捕又は拘禁によって自由を奪われた者は、裁判所がその拘禁が合法的であるかどうかを迅速に決定するように、及び、その拘禁が合法的でない場合には釈放を命ずるように、手続をとる権利を有する。」

A. 当裁判所における主張

36. 申立人は、審査手続が真の対審的性質を有していなかったと主張した。逮捕状は主に、別の被疑者であるK氏の供述を根拠として、申立人に対する嫌疑を裏付けるものとして引用されていたと述べた。彼の見解では、自身の容疑に関する概要情報及び弁護人に提供された事件記録資料は、自身の弁護を確保するための十分な根拠としては不十分であった。事件記録への完全なアクセスが拒否され、前述の供述書の全文を知らされなかったため、弁護人はK氏の信用性について疑義があることを示すことができず、薬物密売の嫌疑に対する弁護を行うことができなかった。

37. 政府によれば、第5条第4項は、勾留中の被疑者又はその弁護人に、当該被疑者に対する捜査に関する書類を閲覧する一般的な権利を保障するものではない。重要なのは、当該人物が自らの権利を効果的に行使できる立場にあることを確保することであり、これは様々な手段によって達成され得る。

本件において、申立人とその弁護人は、尋問中に申立人に提示された内容及び逮捕状を通じて、その段階で知られていた範囲において、告発事実及び犯罪が行われたとされる日時・場所について完全に通知されていた。さらに、申立人へ提示された内容から、申立人とその弁護人は、1993年3月17日及び30日付K氏供述書のうち、申立人を有罪とし、1993年4月7日付逮捕状の根拠となった部分について、基本的内容も把握していた。加えて、逮捕状及び申立人の供述調書の写しは、1993年4月に申立人の最初の弁護人に既に交付されていた(上記13項参照)。また、告発内容は、事実及び裏付け証拠の口頭による伝達以上のことを要求するほど、複雑性を有するものではなかった。

捜査記録へのアクセス拒否については、申立人に対する捜査がコロンビアのマフィア関係者を対象とした複数の被告発人を巻き込んだ複雑な一連の手続の一部であった事実によって説明される。特に本件のように証拠隠滅の危険性が推定される場合、被告発人又はその弁護人が他の証人に影響を与えることを防止するため、捜査記録へのアクセスを拒否する可能性が認められねばならない。申立人に関する捜査書類には、申立人自身の事件及び他の被告発人に対する並行する事件において、いまだ実施中であった捜査措置が記載されていた。

38. 実質的には、本委員会は申立人の見解を支持した。K氏の供述が審査手続において重要であることを踏まえ、申立人又はその弁護人に、それらを適切に反論できるよう全文を読む機会が与えられるべきであったと考えた。

B. 当裁判所の評価

39. 当裁判所は、逮捕又は勾留された者は、その自由の剥奪が本条約上の「合法性」の観点から不可欠な手続的・実質的条件に関する審査を受ける権利を有することを想起する。これは、管轄裁判所が「国内法に定められた手続要件の遵守のみならず、逮捕の根拠となる嫌疑の合理性、並びに逮捕及びそれに続く勾留によって追求される目的の正当性」を審査しなければならないことを意味する。

勾留に対する不服申立を審理する裁判所は、司法手続の保障を提供しなければならない。手続は対審的なものでなければならない。検察官と被勾留者の間の「武器の平等」を常に確保しなければならない。弁護人が、依頼人の勾留の合法性を効果的に争うために不可欠な、捜査ファイルの中の証拠書類へのアクセスを拒否された場合、武器の平等は確保され得ない。第5条第1項(c)の適用範囲に該当する勾留が行われている者については、口頭審理が要求される(他の判例に加え、1989年3月30日付Lamy v. Belgium判決、シリーズA第151号、16-17頁、§29及びNikolova v. Bulgaria [GC]、第31195/96号、§58、ECHR 1999-II参照)。

これらの要件は、本条約第6条に定められた対審的裁判を受ける権利に由来するものであり、刑事事件においては、検察側と弁護側の双方が、相手方が提出した主張及び証拠について了知し、これについて意見を述べる機会を与えられなければならないことを意味する。裁判所の判例によれば、第6条の文言、特に「刑事告発」という概念に与えられる独自の意味から、この規定は、公判前手続きにもある程度適用される(1993年11月24日のImbrioscia対スイス判決、1993年11月24日、シリーズA第275号、p. 13、§36)。したがって、自由の剥奪が当該者の基本的権利に与える重大な影響を考慮すると、本条約第5条第4項に基づく手続は、原則として、進行中の捜査という状況下で可能な限り最大限、公平な裁判の基本要件(例えば、対審的手続を受ける権利)を満たすべきである。各国法は様々な方法でこの要件を満たすことができるが、いかなる方法を選択する場合でも、相手方の主張・立証を認識し、これについて実質的な意見表明の機会を有することが保証されなければならない(準用して、1991年8月28日付ブランドシュテッター対オーストリア判決、シリーズA第211号、27頁、§67参照)。

40. 本件において、申立人は逮捕時に、容疑の根拠及び彼に対する証拠、並びに勾留の理由について概略的に告知された。弁護人の請求に基づき、警察当局及び勾留裁判官に対する申立人の供述書、申立人の住居搜索記録、並びに彼に対する逮捕状の写しが弁護側に提供されたが、

検察庁は、弁護人による捜査書類(特にK氏の供述書)閲覧請求を、これらの文書閲覧が捜査目的を危うくするとして却下した。

ベルリン・ティーアガルテン地方裁判所は、捜査記録の内容(主にK氏の供述)及び当事者双方の主張に基づき、申立人が当該犯罪を犯した強い疑いがあると結論付けた。1993年6月及び7月、ベルリン地方裁判所及びベルリン高等裁判所(いずれも捜査書類の写しを閲覧可能であった)は、申立人の各不服申立てを棄却した。

41. 捜査記録の内容、特にK氏の供述は、地方裁判所が申立人の勾留延長を決定する上で重要な役割を果たしたと思われる。しかし、検察官と地方裁判所がこれらの内容を把握していた一方で、その正確な内容は当時、申立人やその弁護人に開示されていなかった。その結果、申立人も弁護人も、検察官及び地方裁判所が言及した認定事実について、特に、前科があり薬物密売に関する別の捜査対象となっていたK氏の供述の信頼性や決定性を疑問視することなどにより、十分に異議を述べる機会を得られなかった。

確かに、政府が指摘するように、逮捕状には申立人に対する嫌疑の根拠となる事実に関する一定の詳細が記載されていた。しかし、この方法で提供された情報は、検察庁から提供された全ての情報に基づいて地方裁判所が解釈した事実の記述に過ぎなかった。裁判所の見解のみで、その根拠となる証拠を知らされない状態では、このような見解の信頼性を適切に争うことはほぼ不可能である。そのためには、被告発人が、アクセスを求めようとする証拠が自身の弁護関連性があることを示されるかどうかに関わらず、警察その他の捜査の結果など、供述及びその根拠となるその他の証拠を十分に把握する機会を与えられることが必要である。

42. 当裁判所は、検察官が刑事訴訟法第147条第2項に基づき、進行中の捜査は、非常に複雑であり、多数の被疑者が関与しており、そのような捜査の成功の妨げとなるリスクがあるとして、要求された書類へのアクセスを拒否したことを認識している(上記第13項及び第19項参照)。

当裁判所は、刑事捜査が効果的に行われる必要性を認める。これは、被疑者が証拠を隠滅し、司法の作用を損なうことを防ぐため、捜査中に収集された情報の一部を秘密に保持することを意味し得る。しかしながら、

このような目的が正当なものであっても、防御権に対する実質的な制限を課してまで、それを追求することは許されない。したがって、勾留の合法性を評価するために不可欠な情報は、被疑者の弁護人に対して適切な方法で提供されなければならない。

43. こうした状況下において、ベルリン裁判所の判断理由における調査記録の内容、特に申立人に伝達されなかったため十分に反論できなかったK氏の供述の重要性を踏まえると、申立人の勾留の合法性の審査を行った、同裁判所における手続は、第5条第4項が保障する要件を満たしていなかった。したがって、当該条項の違反が認められる。

II. 本条約第41条の適用

44. 本条約第41条によれば、

「裁判所が条約又は諸議定書の違反を認定し、かつ、当該締約国の国内法によってはこの違反の結果を部分的にしか払拭できない場合には、裁判所は、必要な場合、被害当事者に公正な満足を与えなければならない。」

A. 非財産的損害

45. 申立人は、捜査記録へのアクセスを拒否された159日間の勾留期間につき、1日あたり160ドイツマルク(DEM)を算定し、計25,440ドイツマルクの非財産的損害賠償を請求した。

46. 政府はこの点についてコメントしなかった。

47. 当裁判所は、第5条第4項の違反がなかった場合、関係するベルリンの裁判所の一つが申立人の逮捕状を取り消したかどうかを判断することは不可能であることを想起する。勾留中に適切な手続き上の保障が欠如していたことにより申立人が被ったとされる苦痛については、本件の状況に鑑み、違反の認定をもって十分であると当裁判所は判断する(前掲ニコロヴァ判決、226頁、§76参照)。

B. 費用及び支出

48. さらに、申立人は、国内裁判所及び欧州人権裁判所における法的代理に関連する費用及び支出について、1,969.02ドイツマルクを請求した。

49. 政府はこの点について意見を述べなかった。

50. 申立人の法的代理人費用に関して、裁判所は衡平な基準に基づき評価を行い、申立人に2,000ドイツマルクを認める。

C. 延滞利息

51. 当裁判所が入手した情報によれば、本判決採択時点におけるドイツの法定利率は年8.42%である。

以上の理由により、当裁判所は全会一致で

1. 本条約第5条第4項の違反があったと認定する。
2. 本違反の認定自体が、申立人が被った非財産的損害に対する十分な公正な補償を構成すると判断する。
3. 以下を命ずる
 - (a) 被告国は、申立人に対し、3か月以内に、費用及び支出として2,000 ドイツマルクを、課税される可能性のある付加価値税とともに支払うこと。
 - (b) 上記3か月経過後から支払完了までの間、年率8.42%の単利を付して支払うこと。
4. 申立人のその他の公正な補償に関する請求を棄却する。
2001年2月13日、裁判規則第77条第2項及び第3項に基づき、英文で作成し書面により通知する。

マイケル・オボイル
書記官

エリザベス・パルム
裁判長

翻訳:

